

品川区子宮がん検診実施要綱

制定	昭和57年4月	1日	要綱第236号
改正	平成4年4月	1日	要綱第37号
改正	平成5年4月	1日	要綱第26号
改正	平成11年4月	1日	要綱第66号
改正	平成12年4月	1日	要綱第22号
改正	平成13年3月28日		要綱第56号
改正	平成14年4月16日		要綱第45号
改正	平成16年4月	1日	要綱第32号
改正	平成17年4月	1日	要綱第25号
改正	平成18年4月	1日	要綱第48号
改正	平成21年3月10日		要綱第46号
改正	平成23年3月10日		要綱第15号
改正	平成27年3月	3日	要綱第90号
改正	令和8年4月	1日	要綱第54号

(目的)

第1条 品川区子宮がん検診(以下「検診」という。)は、子宮がんの早期発見・早期治療を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、「頸部」および「体部」の細胞診とする。

(検診対象者)

第3条 検診の対象者は、区内在住の20歳以上で他に受診機会のない女性とする。

ただし、体部の細胞診(子宮内膜細胞診)の対象者は、次のいずれかに該当し、細胞診を実施することについて本人が同意した場合とする。

問診の結果、最近6ヶ月以内に

- (1)不正性器出血(一過性の少量の出血、閉経後出血等)
- (2)月経異常(過多月経、不規則月経等)
- (3)褐色帯下

(事業の実施)

第4条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第5条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施機関を指定するものとする。

(受診回数)

第6条 検診の受診回数は、一人につき2年に1回とする。

(費用)

第7条 検診に要する費用は、全額区の負担とする。

(実施期間)

第8条 検診は、年間を通じて実施する。

なお、検診日および検診時間は、実施機関にあつては診療時間内とする。

(検診内容)

第9条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

- ア 問診
- イ 視診
- ウ 頸部細胞診
- エ 体部(子宮内膜)細胞診

(2) 判定

細胞診の判定にあつては、次の区分をするものとする。

- ア 頸部は、ベゼスタシステムによる分類
- イ 体部は、陽性・疑陽性・陰性・判定不能の4分類
- ウ 頸部細胞診の判定で、判定不可となった場合は、再検査を実施できるものとする。

(区民への周知)

第10条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載および実施機関にステッカー等の掲示をするものとする。

2 20歳以上の受診対象者に対して、個別通知をするものとする。

(受診方法)

第11条 受診希望者は、区より送付された受診券をもって受診するものとする。

(検診後の措置)

第12条 検診後の措置は、次のとおりとする。

- 1 検診実施機関は、検診の診査結果を受診者に通知し、必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。
- 2 地区医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告する。

(請求手続)

第13条 受託者は、請求書に必要書類を添えて、区に請求するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この付則は、昭和57年4月21日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。